

坂井市丸岡城関連施設 指定管理者の候補者審査委員会 選定結果

1 募集施設

施設名	指定期間	募集区分	募集方法
坂井市丸岡城関連施設 (丸岡城、坂井市丸岡歴史民俗資料館、霞ヶ城公園、坂井市霞ヶ城公園事務所、丸岡まちかど公園駐車場、お天守前駐車場、坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館)	令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで	一括	非公募

2 申請者

申請者	所在地
公益財団法人丸岡文化財団	坂井市丸岡町霞町1丁目41番地1

3 教育委員会候補者審査委員会

1) 教育委員会候補者審査委員会の組織 委員3名

2) 教育委員会候補者審査委員会開催状況

【第1回】令和5年11月6日(月)午後2時00分

- ・ 配付資料の説明
- ・ 申請者に対するヒアリング(質疑応答)の実施
- ・ 各委員による審査及び審査結果の取りまとめ
- ・ 指定管理者候補者の選定

4 基準価格等

基準価格等 ※			類似施設運営実績の有無
基準価格 ①	提案価格 ②	提案率 (②/①)	
0	0	—	有

※「基準価格等」は、指定期間全体の数値を計上。単位は、千円。

## 5 審査方法

「指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル」に基づき、提出された申請書の内容を選定項目に照らし合わせ、また、個別に提案を求めた事業計画等について、提出された申請書により、その内容を審査した。

## 6 選定方法

内容審査の結果、申請者を指定管理者の候補者として選定した。

## 7 選定結果

### 1) 選定理由

「指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル」に基づき、提出された申請書の内容を選定項目に照らし合わせ、また、個別に提案を求めた事業計画等について、提出された申請書により、その内容を審査した結果、公益財団法人丸岡文化財団については、当該施設の設置目的を十分に理解したうえで、文化・観光ゾーンとしての一体的な管理や、観光、地域などの各団体と連携を図りながらの観光振興など、重要文化財を含む施設の管理者としての責任と自覚が見られた。また、現在に至るまでの当該施設に係る管理運営の実績などからも、引き続き当該施設を適正、かつ、効果的に管理運営を行う能力を有していると判断できるため、公益財団法人丸岡文化財団を指定管理者の候補者として選定した。

### 2) 選定項目に係る判定結果

選定項目	判定
(条例第4条第1号) 事業計画書の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであるか	○適 ・ 否 (適・否判定)
(条例第4条第2号) 事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか	○適 ・ 否 (適・否判定)
(条例第4条第3号) 指定管理者が計画書に沿って管理を適正かつ確実にを行う人的能力及び物的能力を有するものであるか	○適 ・ 否 (適・否判定)
(条例第4条第4号) その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	○適 ・ 否 (適・否判定)

※ 条例：坂井市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例